

猿払村奨学資金償還支援条例

(目的)

第1条 この条例は、猿払村に居住する若者層の就労者が学校等の在学中に借り入れた奨学資金（以下「奨学金等」という。）の償還を支援することにより、猿払村内（以下「村内」という。）の事業所等における就業の促進を図ることを目的とする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校等 猿払村奨学資金貸付基金条例（平成30年条例第21号。以下「奨学資金貸付条例」という。）第7条第1号に規定する学校等をいう。

(2) 事業所等 村内に住所を有する個人又は村内に所在する法人（支店を含む。）であつて、事務所、店舗、工場その他事業に供する施設を有する事業所をいう。

(対象の奨学金等)

第3条 この条例による助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会の奨学金
- (3) 奨学資金貸付条例の規定による奨学資金
- (4) その他村長が認める奨学金等

(対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 猿払村に住所を有する者
- (2) 事業所等に正規雇用（雇用期間の定めがなく、かつ、当該事業所等の所定労働時間と同じ時間を勤務するものをいう。）された者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 国家公務員及び地方公務員

イ 事業所等の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の17に規定する役員をいう。）の2親等内である者

ウ 自ら事業を営む者

エ 猿払村漁業協同組合の組合員

オ 事業所等の本店が猿払村外にある場合にあつて、当該事業所等の人事異動により将来的に村内で勤務しないことが見込まれる者

(3) 第6条第1項の規定による申請時（初回の申請に限る。）において、35歳未満である者

(4) 助成金を受けようとする年度の初日から末日までの間、継続して就業することが見込まれ、又は就業した者

(5) 猿払村に納付すべき村税、使用料その他の滞納がない者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(7) 奨学金等の貸与を現に受け、かつ、当該奨学金等を滞納していない者

（助成金の額及び交付期間等）

第5条 助成金の額は、当該助成金の交付を申請する一の年度内に償還すべき奨学金等の相当額（以下「奨学金」という。）とし、当該年度につき36万円を限度とする。

2 助成金の交付期間は、助成の対象となった最初の月から起算して96月を限度とする。

3 奨学金の対象は、奨学金等の約定償還金（利子含む。）とし、繰上償還金を含まないものとする。

（助成金の交付申請及び決定）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、村長に助成金の交付を申請しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があつたときは、助成の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者が当該申請後に助成金の交付申請を取りやめるときは、規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該申請に係る助成の可否の決定は、なかつたとみなす。

（決定内容の変更）

第8条 第6条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「受給決定者」という。）が当該決定に係る内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより

村長にその旨を申請し、承認を受けなければならない。ただし、村長が認めた軽微な変更にあつては、この限りではない。

(完了報告)

第9条 受給決定者は、助成金の交付決定を受けた年度の奨学金を全て償還したときは、規則で定めるところにより村長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 村長は、前条の規定による報告があつたときは、当該報告に係る書類の審査を行い、結果が適当と認められるときは助成金の額を決定し、受給決定者に通知するものとする。

2 村長は、前項による審査の結果が適当でないとき、受給決定者に必要な是正措置を命ずることができる。

(助成金の請求及び交付)

第11条 受給決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより村長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 村長は、前項の規定により助成金の請求があつたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還命令等)

第12条 村長は、受給決定者が虚偽の申請その他不正の行為によって助成金の交付を受けたと認められる事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取消し、既に交付した助成金の返還を命ずるものである。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に対象となった者について適用する。